

勝浦市 人事給与システム導入業務にかかる公募型プロポーザルの 実施要領

1 趣旨

勝浦市では、現行の人事給与システム（以下、「現行システム」という）の賃貸借契約期間が令和8年3月末で終了するため、新たな人事・給与システムの導入を計画しています。

そこで、現行システムからのスムーズなデータ移行による次期システムの円滑な運用を目的とし、人事給与システム賃貸借の受託業者を公募型プロポーザル方式で募集します。

2 業務概要

（1）事業名称

人事給与システム導入業務

（2）業務内容

「人事給与システム導入業務仕様書」のとおり

（3）賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 参加資格

（1）勝浦市入札参加適格者名簿に登載されている者

（2）勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

（3）勝浦市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

（4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

4 書類の配布について

プロポーザル実施要領、人事給与システム仕様書案及び提出書類等各種様式については、令和7年6月3日（火）午前9時から、勝浦市役所総務課窓口で配布します。また、勝浦市ホームページからもダウンロードにより入手可能です。

勝浦市ホームページURL <https://www.city.katsuura.lg.jp>

5 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
公表・資料配布	令和7年6月3日（火）～6月12日（木） 午後5時00分まで
参加申請書受付期間	令和7年6月12日（木）午後5時00分まで
質問受付期限	令和7年6月12日（木）午後5時00分まで
質問への回答	令和7年6月18日（水）
企画提案書提出期限	令和7年6月25日（水）午後5時00分まで
プレゼンテーション及び ヒアリング	令和7年7月1日（火）
業者決定通知	令和7年7月中旬

6 参加申請の方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月12日（木）午後5時00分必着

(2) 提出方法

勝浦市 総務課あて 持参又は書留郵便等

(3) 提出書類

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績資料（様式第3号）

※提案しようとするパッケージシステムにより地方公共団体からの業務を直接受託し、かつその委託業務を履行し、稼働した実績を示すもの。なお、千葉県内の実績及び千葉県外以外の実績を分けて示すこと。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、令和7年6月18日（水）までにファックス又は電子メールにて通知する。

(5) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルに参加することができないこととする。

ア 前記「3 参加資格」を満たさなくなったとき。

イ 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月25日（水） 午後5時00分必着

(2) 提出方法

勝浦市 総務課あて 持参又は書留郵便等

(3) 提出書類等

ア 企画提案書（任意様式）※A4サイズ（A3サイズ等を折り込むことは可） 正本1部（代表者印押印）

副本10部

イ 業務スケジュール（任意様式） 11部

ウ パッケージシステム仕様書回答（様式第4号） 11部

エ 見積書（任意様式） 正本1部（代表者印押印）

副本10部

提案上限額 14,000,000円（消費税・地方消費税を含む）

8 質疑応答及び説明会

(1) 質疑について

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。（電話や直接来庁しての口頭による場合においても、書面を提出すること。）

ア 提出方法：質疑書（任意様式）に質疑事項を記入し、持参、郵送、ファックス又は電子メール添付により勝浦市総務課あてに提出すること。（持参以外は確認のため要電話連絡）

イ 提出期限：令和7年6月12日（木）午後5時15分

ウ 回答方法：勝浦市ホームページに掲載する。

(2) 説明会について

本プロポーザルについて説明会は開催しない。

9 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書の書類審査及びヒアリング審査を実施し、総合的な評価に基づき契約候補者を決定する。

(2) 審査基準等

審査の基準は下表のとおりとし、500点満点とする。

[企画提案評価基準]

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価	評価項目		評価内容	点
	事業者に対する評価		・信頼性	20
			・実績（県内・県外）	50
			・業務実施体制 ・スケジュール管理	20
	システム概要		・操作性 ・簡易性	10
			・安定性 ・信頼性	10
			・システム連携 ・データ活用	10
	システム構築		・分析・導入手法 ・システム構築手法 ・データ移行	50
			・セキュリティ対策	10
	運用・保守		・運用・保守方針及び体制 ・保守サポート手法 ・法改正対応	50
	その他（加点）		・事務軽減措置 ・拡張性 ・将来性	20
				250
	機能に対する評価	機能要件書の対応を得点化して評価する任意項目につき 「標準機能で対応可」の場合3点 「カスタマイズでの対応可」の場合2点 「対応不可」の場合0点とし、その合計額を得点とする。		150
	価格に対する評価	最低提案価格を第1位（100点）とし、2位		100

	以下は、（最低提案価格/当該事業者提案価格） 小数点以下第2位四捨五入×100点とする。 評価の対象は次期システムの導入及び運用を示 す見積書とする。	
--	---	--

（３）ヒアリング審査

	留意事項
開催日及び場所	令和7年7月1日（火）時間未定 勝浦市役所内会議室を予定 （詳細は決まり次第別途通知する）
ヒアリング要綱	①プレゼンテーション及び質疑を実施する。 ②当日の説明は、予め提出した企画提案書を基に行うこと。 また、動作環境についてもプレゼンテーションの中で実施する。 なお、必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、 使用しても良い。 ③本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。
時間	プレゼンテーション（30分以内） 質疑応答（10分以内）
使用機器等	必要な機器類（PC、プロジェクター、OAタップ等）は 全て各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは本市 で用意する。

10 その他

問合せ・書類提出先

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所 総務課職員係

TEL：0470-73-6643

FAX：0470-73-3937

電子メール：syokuin-s@city-katsuura.jp

11 最優秀提案者の決定等

本企画提案の最優秀提案者は、次により決定する。

- （１） 9（２）の審査基準に基づき評価し、優先交渉権者を決定する。

- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 選定結果については、全てのヒアリング審査参加者に通知する。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。
- (5) プロポーザル方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、本市ホームページに結果を公表するものとする。

1 2 契約に関する事項

本事業の契約については、次により行うこと。

(1) 請負者の決定

審査委員会において決定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、10(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを請負者と決定する。

(2) 契約書の作成

本市と請負者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払いの条件

ア 前払金は支払わない。

イ 支払方法は、本市と請負者が協議の上で、契約書で定める。

ウ 支払いは、契約書に基づいて支払う。

(4) その他契約に関する事項

請負者以外の事業者を含めて契約しようとする場合（機器・導入費をリースする場合等）、請負者以外の事業者についても、3 参加資格（1）～（4）の要件を満たす者であること。契約時における仕様は、企画提案書に記載されている事項とするが、本市と請負者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。
- (4) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、

参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容が無償で利用できるものとする。

- (5) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (8) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (9) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。